証券コード　4770
平成27年６月８日

株　主　各　位

横浜市港北区新横浜三丁目１番１号
図研エルミック株式会社
代表取締役社長　朝　倉　　尉

第38回定時株主総会招集ご通知

拝啓　平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申しあげます。
　さて、当社第38回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席くださいますようご通知申しあげます。
**　なお、当日ご出席願えない場合は、書面によって議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、平成27年６月23日（火曜日）午後５時45分までに到着するようご返送くださいますようお願い申しあげます。**

敬　具

記

１．日　　時　平成27年６月24日（水曜日）午前10時
２．場　　所　横浜市都筑区荏田東二丁目25番１号
株式会社図研　本社・中央研究所１階　図研ホール
（末尾の会場ご案内図をご参照ください。）
３．目的事項
報告事項　第38期（平成26年４月１日から平成27年３月31日まで）事業報告及び計算書類報告の件

決議事項
第１号議案　定款一部変更の件
第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）４名選任の件
第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件
第４号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件
第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

以　上

　当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申しあげます。
　なお、株主総会参考書類、事業報告及び計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト（アドレス　http://www.elwsc.co.jp/）に掲載させていただきます。

（提供書面）

事　業　報　告

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

１．会社の現況に関する事項

(1) 当事業年度の事業の状況

① 事業の経過及びその成果

当事業年度の我が国経済は、平成26年４月の消費税増税の影響でGDP(国内総生産)が平成26年４月から６月、同年７月から９月の２四半期連続でマイナスとなる等景気の停滞が続きましたが、同年10月の日本銀行による追加金融緩和により資産価格が上昇傾向となり、また、為替市場において円安が進行した結果、輸出環境や国内需要が改善し、緩やかな景気回復基調となりました。

当社が属する情報通信・エレクトロニクス業界におきましては、世界的なスマートフォンの販売数量が前年比２割増となる等小型デバイス類は成長を持続していますが、半導体や重電機器の設備投資や開発投資は、業界内の企業再編に基づく生産拠点の集約があり、また、新興国の経済成長鈍化や資源価格の低下に伴って各企業が新規投資に慎重な姿勢を継続したため、市場環境は厳しいまま推移しております。

このような市場環境の中で当社は、前事業年度まで実施してきた事業構造改革を踏まえ、当事業年度より通信ミドルウェア事業の単一セグメントでの事業形態とし、この事業に経営資源を集中的に投下して経営基盤の強化に努めております。その中でIPセキュリティ分野において新製品としてAndroidやiOS等のスマートデバイスで監視カメラの画像モニタリングが容易になる技術や、専用アプリケーションなしで音声・動画・データを配信する汎用的なストリーミング技術を開発するとともに、ライブラリ提供での協業を新規で行う等販路拡大を推進してまいりました。また、車載通信分野、産業分野においても半導体企業や総合電機メーカー等とのアライアンス強化を継続し、高速イーサーネットLANを車載向けに応用する技術や、ファクトリーオートメーションと監視カメラシステムを連携させる技術、さらにはスマートエネルギー関連技術の製品化を推進してまいりました。さらに販売面では平成26年11月19日から開催された組込総合技術展(ET 2014)や、平成27年３月３日から開催されたセキュリティ・安全管理総合展（SECURITY SHOW 2015）をはじめとする各種展示会に出展し、前記した新製品・新技術を中心に積極的に拡販を行った結果、多くの新規商談につながっております。

この結果、当事業年度の売上高は前事業年度末に採算面からハードウェア製品事業の見直しを行った影響もあり、10億58百万円(前事業年度比17.0%減少)となりました。

損益面につきましては、これまでの事業改革の結果、売上構成がほぼ製品関連となり売上総利益率が54.8%となる等大きく改善しておりますが、当事業年度は将来の売上貢献を目的に新製品・新技術の開発を重点的に行ったため、営業利益14百万円(前事業年度比6.6%減少)、経常利益14百万円(前事業年度比2.4%減少)、当期純利益７百万円(前事業年度比65.9%減少)と、前事業年度に引き続き黒字化を果たすことができました。

なお、前事業年度まで「ミドルウェア製品事業」・「ハードウェア製品事業」・「ＦＡ製品事業」に区分しておりましたが、市場環境の変化により迅速に対応し、次なる成長に向けた開発投資を行っていくためにも事業の絞り込みを行い、通信ミドルウェアの要素技術を活かした事業に経営資源を集中的に投入することといたしましたので、当事業年度より報告セグメントを単一セグメントに変更しております。

(研究開発)

当事業年度における研究開発活動は、TCP/IPを中心とした通信ミドルウェア製品等に係る基礎研究、応用研究及び工業化研究を行い、研究開発費として91百万円(対売上高8.7%、前事業年度比50百万円増加)を使用いたしました。

② 設備投資の状況

当事業年度の設備投資は、開発用または業務用コンピュータのリース契約による導入ならびに開発用ソフトウェア、新製品のサポート用部材等に総額23百万円を投資いたしました。

③ 資金調達の状況

該当する事項はございません。

④ 事業の譲渡、吸収分割または新設分割の状況

該当する事項はございません。

⑤ 他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はございません。

⑥　吸収合併または吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況
該当する事項はございません。

⑦　他の会社の株式その他の持分または新株予約権等の取得または処分の状況
該当する事項はございません。

(2) 財産及び損益の状況

区　　分	第 35 期 平成23年度	第 36 期 平成24年度	第 37 期 平成25年度	第 38 期 (当事業年度) 平成26年度
売上高(百万円)	1,498	1,509	1,275	1,058
経常利益または経常損失(△)(百万円)	34	△46	15	14
当期純利益または当期純損失(△)(百万円)	△52	△123	21	7
1株当たり当期純利益または1株当たり当期純損失(△)	△8円39銭	△19円69銭	3円45銭	1円18銭
総資産(百万円)	1,037	904	815	863
純資産(百万円)	690	567	589	596

(3) 重要な親会社及び子会社の状況

①　親会社との関係
当社の親会社は株式会社図研で、同社は当社の株式2,539,690株（持株比率40.41%）を保有し、財務諸表等規則に規定する実質支配力基準に基づく親会社に該当いたします。なお、当社の営業取引においては従来どおり、そのほとんどが親会社等の企業グループに属していない企業との取引となっており、当社の事業展開に当たっては、当社独自の意思決定に基づき実行しております。

②　重要な子会社の状況
該当する事項はございません。

③　その他
該当する事項はございません。

(4) 対処すべき課題

当社が属する情報通信・エレクトロニクス業界におきましては、スマートフォンの普及に留まらず、「モノのインターネット」であるIoT(Internet of Things)の時代に突入しようとしております。

このモノをインターネットにつなぐ技術の発展により、離れたモノの状態をリアルタイムで知ることができるようになり、かつ離れたモノの操作がリアルタイムでできるようになると想定されます。つまり、インターネットそのものが、単なる通信手段としてではなく、あらゆるモノのコミュニケーションのための情報伝達路に移行していくと見込まれております。

このIoTの本質的な要素を技術的な視点から分析すると、相互接続されるモノ(製品)とネットワークを新たに構築していくことに他なりません。そのためIoTの技術開発のためには、IPプロトコルに変換するゲートウェイ技術をはじめとする組込システムが現在以上に重要な役割を担うこととなります。

このような技術環境にあって当社は、組込コア技術のリーディングカンパニーを目指す中で、強みである「つなぐ」「ながす」の通信ミドルウェアの要素技術がIoTの進展とともに世の中における必要性がより増してくると思われるため、IoT対応機器の開発の際等、お客様にとって欠かせない事業パートナーになるべく、技術革新への対応と経営基盤の強化をさらに推進することが対処すべき課題であると考えております。

(5) 主要な事業内容（平成27年３月31日現在）

区分	分野	内容
通信ミドルウェア事業	ＩＰセキュリティ分野	ミドルウェアライブラリ（「KASAGOシリーズ：TCP/IPプロトコルスタック」、「Ze-PROシリーズ：ONVIF、SIP、RTP」）、ビデオエンコーダー(Ze-Module Video Encoder)
	車載通信分野	ミドルウェアライブラリ（「Ze-PROシリーズ：MirrorLink、EthernetAVB」）、ハードウェアIP（YAMAME TOE Lite「YAMAMEシリーズ」）、無線LANモデム「Ze-Module WLAN」
	産業（ＦＡ）分野	ミドルウェアライブラリ（「KASAGOシリーズ：ECHONET Lite」）、ONVIF/CC-Link IE Field Gateway評価キット、通信ボード、産業用エミュレーター、通信制御システム構築ツール「SoftComGEM」、IPsec暗号化モジュール「IP-Cipher」

(6) 主要な事業所（平成27年３月31日現在）

事業所名	所在地
本社	横浜市港北区
大阪営業所	大阪市淀川区

（注）平成26年８月18日付をもって大阪営業所を大阪市淀川区へ移転いたしました。

(7) 従業員の状況（平成27年３月31日現在）

従業員数	前事業年度末比増減	平均年齢	平均勤続年数
67名（１名）	11名減（０名）	41.2歳	9.6年

（注）１．従業員数は就業人員であり、臨時雇用者数は、年間の平均人員を（ ）内に外数で記載しております。
２．従業員数が前事業年度末と比べて11名減少しておりますが、その主な理由としては、平成26年３月31日付の会社都合退職による10名の減少等によるものでございます。

(8) 主要な借入先の状況（平成27年３月31日現在）

該当する事項はございません。

(9) その他企業集団の現況に関する重要な事項

１．当社は、平成26年８月１日に株式会社東京証券取引所の定める市場選択制度により、同所のマザーズ市場から市場第二部へ上場市場を変更いたしました。

２．当社が株式会社情報システム総合研究所から受注し、平成23年から平成25年までに開発・納入した成果物に関連して損害が生じたとする訴訟(以下、「本訴」という。)が同社を原告、当社を被告として平成26年３月14日に東京地方裁判所へ提起されております。その損害賠償請求額は136百万円であります。

当社といたしましては、平成27年４月30日までに開かれた本訴の７回の口頭弁論の中で、当社の正当性を一貫して主張しております。

一方で、当社が本訴原告から支払を受けていない当該業務委託に関する債権11百万円と支払を受けるまでの遅延損害金の支払を求める業務委託代金請求訴訟(以下、「反訴」という。)を、平成27年４月20日に東京地方裁判所へ提起いたしました。

今後は、本訴、反訴の口頭弁論が同時に行われる予定です。

２．会社の株式に関する事項（平成27年３月31日現在）

(1)　発行可能株式総数　　21,200,000株

(2)　発行済株式の総数　　6,284,944株

(3)　株主数　　3,991名

(4)　大株主（上位10名）

株主名	持株数	持株比率
株式会社図研	2,539,690株	40.41%
日本証券金融株式会社	157,400	2.50
株式会社ＳＢＩ証券	116,000	1.85
大阪中小企業投資育成株式会社	96,912	1.54
江平文茂	91,200	1.45
松田一之	80,000	1.27
宝川等	75,000	1.19
松井証券株式会社	70,700	1.12
木塚修一	52,900	0.84
BNY GCM CLIENT ACCOUNT JPRD AC ISG(FE-AC) (常任代理人　株式会社三菱東京UFJ銀行)	40,100	0.64

（注）持株比率は自己株式（70株）を控除して計算しております。

３．会社の新株予約権等に関する事項

(1)　当社役員が保有している職務執行の対価として交付された新株予約権の状況

該当する事項はございません。

(2)　当事業年度中に職務執行の対価として使用人等に対し交付された新株予約権の状況

該当する事項はございません。

(3)　その他新株予約権等に関する重要な事項

該当する事項はございません。

４．会社役員に関する事項

(1)　取締役及び監査役の状況（平成27年３月31日現在）

地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役会長	勝部迅也	株式会社図研　代表取締役副社長 図研ネットウエイブ株式会社　代表取締役 株式会社ジィーサス　代表取締役
代表取締役社長	朝倉尉	
取締役	下条雅人	事業統括
取締役	江口慎一	管理本部長
常勤監査役	西伸孝	
監査役	森尾稔	有限会社MOTコンサルティング　代表取締役 サイノス株式会社　代表取締役会長 株式会社横浜銀行　取締役（社外取締役）
監査役	木村廣隆	

（注）１．監査役西伸孝氏及び木村廣隆氏は、平成26年６月25日開催の第37回定時株主総会において監査役（社外監査役）に選任され、就任いたしました。
２．監査役西伸孝氏は、平成26年６月25日開催の第37回定時株主総会終了後に開催された監査役会において、監査役の互選により常勤監査役に就任いたしました。
３．監査役西伸孝氏、森尾稔氏及び木村廣隆氏は、社外監査役であります。
４．社外監査役森尾稔氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
５．監査役西伸孝氏は、以下のとおり財務及び会計に関する相当程度の知見を有しております。
・監査役西伸孝氏は、長年に亘り上場企業の財務部長として、財務業務に携わってきた豊富な経験に加え、上場企業の監査役の経験も有しております。

(2)　事業年度中に退任した監査役

氏名	退任日	退任事由	退任時の地位・担当及び重要な兼職の状況
大門肇	平成26年６月25日	任期満了	常勤監査役（社外監査役）
新井浩之	平成26年６月25日	任期満了	監査役（社外監査役）

(3)　取締役及び監査役の報酬等の総額

区　　分	員　　数	報酬等の総額
取　締　役	3名	33百万円
監　査　役 （うち社外監査役）	5名 (5名)	8百万円 (8百万円)
合　計 （うち社外役員）	8名 (5名)	41百万円 (8百万円)

（注）１．当事業年度末現在の取締役は４名、監査役は３名（うち社外監査役は３名）であります。上記取締役の支給員数と相違しておりますのは、無報酬の取締役が１名存在しているためであります。また、上記監査役の支給員数と相違しておりますのは、平成26年６月25日開催の第37回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任した監査役２名（うち社外監査役は２名）の在任中の報酬等の額が含まれているためであります。

２．取締役の報酬等の総額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

３．取締役の報酬限度額は、平成21年６月24日開催の第32回定時株主総会において、年額200百万円以内と定めた固定枠と、前事業年度の当期純利益の４％以内（上限20百万円とし、社外取締役には支給しない。）と定めた変動枠の合計額（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

４．監査役の報酬限度額は、平成12年６月13日開催の第23回定時株主総会において、年額120百万円以内と決議いただいております。

５．上記の他、社外監査役１名が当事業年度中に当社の親会社の子会社から受けた役員報酬等の総額は645千円であります。

(4)　社外役員に関する事項

イ．他の法人等の業務執行者としての重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役森尾稔氏は、有限会社MOTコンサルティングの代表取締役及びサイノス株式会社の代表取締役会長であります。なお、当社と有限会社MOTコンサルティング及びサイノス株式会社との間には特別の関係はございません。

ロ．他の法人等の社外役員等としての重要な兼任の状況及び当社と当該他の法人等との関係

・監査役森尾稔氏は、株式会社横浜銀行の社外取締役であります。同社と当社との間には、特別の関係はございません。

ハ．当事業年度における主な活動状況

・取締役会及び監査役会への出席状況

	取締役会（17回開催）		監査役会（13回開催）	
	出席回数	出席率	出席回数	出席率
監査役　西　伸孝	13回	76%	9回	69%
監査役　森尾　稔	17	100	13	100
監査役　木村廣隆	13	76	9	69

（注）監査役西伸孝氏及び木村廣隆氏は、平成26年６月25日開催の第37回定時株主総会において選任されたため、取締役会及び監査役会の開催回数が他の社外監査役と異なります。なお、両氏の就任後の取締役会の開催回数は13回、監査役会の開催回数は９回であります。

・取締役会及び監査役会における発言状況

監査役西伸孝氏は、上場企業において財務業務の豊富な経験に加え、上場企業の監査役の経験を有しており、上場企業の監査役の見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言及び内部統制構築に当たり助言・提言を行っております。また、監査役会において内部監査及び経理システム等について適宜、必要な提言を行っております。

監査役森尾稔氏は、上場企業の代表取締役及び監査役経験の見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において内部監査等について適宜、必要な提言を行っております。

監査役木村廣隆氏は、上場企業の連結子会社の監査役の見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言を行っております。また、監査役会において内部監査等について適宜、必要な提言を行っております。

ニ．責任限定契約の内容の概要

当社と各社外監査役は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、監査役西伸孝氏、監査役森尾稔氏及び監査役木村廣隆氏ともに法令が定める額としております。

ホ．社外取締役を置くことが相当でない理由

当社は、従前より社外取締役の選任について慎重に検討しておりましたが、財務諸表等規則に規定する実質支配力基準に基づく親会社に該当する株式会社図研より取締役を迎え入れており、当該取締役が一般的に社外取締役の役割として期待されている経営監督の職務をほぼ行っていると認められること及び会社法に定められた社外取締役の条件を満たす適切な候補者が見つからなかったこと等もあり、当事業年度末日において社外取締役を置いておりません。

しかしながら、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）により新たに監査等委員会制度が創設されたため、当社は、コーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的に現行の監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するとともに、監査等委員である取締役として社外取締役を複数名選任すべく、本総会に議案上程しております。

５．会計監査人の状況

(1)　名称　　新日本有限責任監査法人

(2)　報酬等の額

	支　払　額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	17百万円
当社が会計監査人に支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額	17百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を区別しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3)　会計監査人の解任または不再任の決定の方針

当社では、会計監査人が会社法第340条第１項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき監査役会が、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨と解任の理由を報告いたします。

(4)　責任限定契約の内容の概要

当社と会計監査人新日本有限責任監査法人は、会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。

６．剰余金の配当等の決定に関する方針

当社は、大切な資本をお預かりさせていただいた株主の皆様に対し、将来の事業展開と経営体質強化のために必要な内部留保を確保しつつ、当事業年度の業績や資金収支を総合的に判断し利益還元を実施することを基本方針としております。

また、当社の事業は技術革新の激しい情報通信・エレクトロニクス業界に属しているため、内部留保につきましては、将来に亘り恒久的に業績の向上を図っていくための長期的視野に立った研究開発や人材育成に有効活用してまいります。

しかしながら、当事業年度におきましては、利益計上したものの誠に遺憾ながら繰越欠損金の解消に至っておりませんので、期末配当を無配とさせていただきます。

株主の皆様方の平素のご支援とご期待にお応えできず、誠に遺憾ではございますが諸事情ご賢察のうえ、ご理解賜りたく存じます。

全社を挙げて早期の復配を果たすべく努力を重ねてまいります。

７．業務の適正を確保するための体制

会社の業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会決議の内容の概要は、以下のとおりであります。

(1) 取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社は、企業理念に基づいた企業行動指針を制定しその遵守を図る。

取締役会については、取締役会規則に基づいて運営され、取締役間の意思疎通を図るとともに、相互に職務遂行を監督し、法令・定款違反行為を未然に防止する。

取締役が他の取締役の法令・定款違反行為を発見した場合は、直ちに監査役及び取締役会に報告し、その是正を図る。

社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力及び団体に対しては毅然とした態度で臨み、一切の係わりを持たず、また、不当な要求を断固として拒絶することを改めて明確化する。

(2) 取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

取締役は、その職務の執行に係る情報、文書につき、当社の社内規程に従い適切な保存及び管理を行う。

また、取締役及び監査役は、必要に応じて随時これを閲覧することができる。

(3) 損失の危険の管理に関する規程その他の体制

取締役は、それぞれ自己の担当領域において、リスク管理体制を構築する責任と権限を有する。

代表取締役は、全社のリスク管理を統括する。

(4) 取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

１．取締役会を毎月一回定時に開催する他、必要に応じて適宜開催する。

２．取締役会の決定に基づく業務執行については、業務分掌規程等関連規程に基づいて効率的に進める。

(5) 使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

１．コンプライアンス体制の基礎として企業行動指針を企業行動のガイドラインとする。取締役は、自己の担当領域におけるコンプライアンス状況を常に把握し管理する。

２．内部監査室は、コンプライアンスの全社的な部署として独立した組織として位置づけ、監査結果を定期的に取締役会及び監査役会に報告する。
３．コンプライアンス体制の万全を期するため、顧問弁護士事務所を内部通報窓口に選定し、その責任者は通報があった場合、適宜取締役会及び監査役会に報告して、違法・不当行為の未然防止と早期発見に努め、独立・中立的立場から内部統制システムを担保する。また、内部通報制度規程を制定し、社内に開示することで、その連絡先と通報相談処理体制を明らかにし、かつ通報者の保護を行う。

(6) 当社及びその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制
１．親会社の企業理念・指針は、当社においてもこれを共有・実践する。
２．当社内部監査室は、業務の適正を確保するための規程等を整備・運用し、その内部統制の状況や業務プロセスの記録等を親会社内部統制部門へ報告する。
３．親会社を含むグループ会社間の取引については、取引の客観性及び合理性を確保するとともに、親会社との取引に関しては、親会社からの独立性を確保する。

(7) 監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及びその使用人の取締役からの独立性に関する事項ならびに当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
１．監査役が必要と認めた場合、監査役の職務を補助するための監査役補助者を置くこととする。
２．監査役補助者は、その職務に関しては、取締役等の指揮、命令を受けないものとし、その任命、解任等については監査役会の同意を得ることとする。
３．監査役補助者は、監査役との連携を密にし、監査役の指示に従いその職務を行う。

(8)　取締役及び使用人が監査役に報告をするための体制、その他の監査役への報告に関する体制及び報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制

１．取締役及び使用人は、職務遂行に関して重大な法令・定款違反もしくは不正行為の事実、または会社に著しい損害を及ぼす恐れのある事実を知った時は、遅滞なく監査役に報告する。

２．取締役及び使用人は、事業・組織に重大な影響を及ぼす決定結果を遅滞なく監査役に報告する。

３．当社は、監査役への報告を行った取締役及び使用人に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止し、内部通報制度規程で定める「通報者等の保護」に基づき、当該報告をした者の保護を行う。

(9)　監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項

監査役が、その職務の執行について生ずる費用の前払等の請求をした時は、当該請求に係る費用または債務が当該監査役の職務の執行に必要でないと認められた場合を除き、速やかに当該費用または債務を処理する。

(10) その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

１．常勤監査役は、取締役との連携を密にし、意思の疎通を図る。

２．監査役は、会計監査人と定期的に意見交換会を開催し、その連携を密にする。

（注）平成27年４月23日開催の取締役会の決議により、内容を一部改定しており、上記の基本方針は当該改定がなされた後のものです。主な改定内容は次のとおりです。

「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）及び「会社法施行規則等の一部を改正する省令」（平成27年法務省令第６号）が平成27年５月１日に施行されたことに伴い、所要の変更を行うとともに、「当社及びその親会社からなる企業集団における業務の適正を確保するための体制」「当該監査役設置会社の監査役の第一号の使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項」「報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制」「監査役の職務の執行について生ずる費用の前払または償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用または債務の処理に係る方針に関する事項」を新たに（６）、（７）３、（８）３、（９）に追加いたしました。

８．会社の支配に関する基本方針

該当する事項はございません。

貸　借　対　照　表

（平成27年３月31日現在）

（単位：千円）

資産の部		負債の部	
科目	金額	科目	金額
【流動資産】	**802,568**	**【流動負債】**	**252,694**
現金及び預金	277,466	買掛金	71,390
受取手形	12,949	未払金	10,870
売掛金	353,727	未払費用	9,255
有価証券	63,176	未払法人税等	12,499
商品及び製品	31,753	未払消費税等	20,191
仕掛品	1,947	預り金	2,771
原材料	619	前受収益	65,653
前払費用	53,833	リース債務	1,701
未収入金	56	賞与引当金	45,621
その他	7,137	製品保証引当金	12,738
貸倒引当金	△100	**【固定負債】**	**14,762**
【固定資産】	**61,382**	長期前受収益	1,065
（有形固定資産）	**16,124**	リース債務	4,593
建物	5,546	繰延税金負債	816
工具器具備品	4,724	退職給付引当金	2,998
リース資産	5,854	資産除去債務	5,289
（無形固定資産）	**25,034**	**負債合計**	**267,457**
商標権	345	**純資産の部**	
ソフトウェア	19,524	**【株主資本】**	**596,493**
電話加入権	5,164	（資本金）	1,202,036
（投資その他の資産）	**20,223**	（資本剰余金）	81,886
投資有価証券	4,631	資本準備金	81,886
敷金・保証金	2,533	（利益剰余金）	△687,378
会員権	530	その他利益剰余金	△687,378
従業員長期貸付金	100	繰越利益剰余金	△687,378
破産更生債権等	2,498	（自己株式）	△49
長期前払費用	574	**純資産合計**	**596,493**
長期未収入金	11,206		
貸倒引当金	△1,850		
資産合計	**863,951**	**負債・純資産合計**	**863,951**

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

損　益　計　算　書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

科目	金	額
売上高		1,058,454
売上原価		478,749
売上総利益		579,704
販売費及び一般管理費		565,510
営業利益		14,194
営業外収益		
受取利息及び配当金	285	
受取分配金	441	
貸倒引当金戻入額	140	
受取手数料	134	
その他	116	1,117
営業外費用		
支払利息	92	
為替差損	303	396
経常利益		14,915
特別利益		
役員退職慰労長期未払金債務免除益	1,029	1,029
特別損失		
固定資産除却損	6	6
税引前当期純利益		15,938
法人税・住民税及び事業税	8,789	
法人税等調整額	△259	8,529
当期純利益		7,408

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

株主資本等変動計算書

（平成26年４月１日から
平成27年３月31日まで）

（単位：千円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金		利益剰余金		自己株式	株主資本合計
		資本準備金	資本剰余金合計	その他利益剰余金 繰越利益剰余金	利益剰余金合計		
平成26年４月１日期首残高	1,202,036	81,886	81,886	△694,787	△694,787	－	589,134
事業年度中の変動額							
当期純利益				7,408	7,408		7,408
自己株式の取得						△49	△49
事業年度中の変動額合計	－	－	－	7,408	7,408	△49	7,359
平成27年３月31日期末残高	1,202,036	81,886	81,886	△687,378	△687,378	△49	596,493

	純資産合計
平成26年４月１日期首残高	589,134
事業年度中の変動額	
当期純利益	7,408
自己株式の取得	△49
事業年度中の変動額合計	7,359
平成27年３月31日期末残高	596,493

（記載金額は千円未満を切り捨てて表示しております。）

個別注記表

1．重要な会計方針に係る事項

(1) 資産の評価基準及び評価方法

① 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの　　移動平均法による原価法

② たな卸資産の評価基準及び評価方法

商　　品　　移動平均法による原価法

製品・仕掛品・原材料　　主に総平均法による原価法

なお、収益性が低下したたな卸資産については、帳簿価額を切り下げております。

(2) 固定資産の減価償却の方法

① 有形固定資産（リース資産を除く）

法人税法に定める定率法

（ただし、平成10年４月１日以降に取得した建物（建物附属設備を除く）については定額法）

② 無形固定資産　　法人税法に定める定額法。なお、市場販売目的のソフトウェアについては、見込販売数量に基づく償却額と残存有効期間に基づく均等配分額とを比較し、いずれか大きい額を計上する方法、自社利用のソフトウェアについては、社内における見込利用可能期間（５年）に基づく定額法を採用しております。

③ リース資産

所有権移転外ファイナンス・リース取引に係るリース資産

リース期間を耐用年数とし、残存価額を零とする定額法を採用しております。

(3) 引当金の計上基準

① 貸倒引当金は、債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に債権の回収可能性を勘案し、回収不能見込額を計上しております。

② 賞与引当金は、従業員賞与の支出に備えるため、翌事業年度支給見込額の当事業年度負担分を計上しております。

③ 製品保証引当金は、製品等の無償補修費用の支出に備えるため、過去の実績に基づく将来発生見込額を計上しております。

④ 退職給付引当金は、従業員の退職給付に備えるため、将来支給予定額を計上しております。なお、平成19年４月１日をもって、退職一時金制度を凍結しております。

(4) その他計算書類作成のための基本となる事項
消費税等の処理方法は税抜方式によっております。

2．貸借対照表に関する注記
(1) 有形固定資産の減価償却累計額　128,394千円

(2) 関係会社に対する金銭債権・債務
関係会社に対する短期金銭債務　108千円

3．損益計算書に関する注記
(1) 関係会社との取引高
その他の営業取引高　35,065千円

(2) 研究開発費の総額　91,928千円

4．株主資本等変動計算書に関する注記
(1) 当事業年度の末日における発行済株式の数
普通株式　6,284,944株

(2) 当事業年度の末日における自己株式の数
普通株式　70株

(3) 配当に関する事項
① 配当金支払額
該当事項はありません。

② 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの
該当事項はありません。

５．税効果会計に関する注記

繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

繰延税金資産	
貸倒引当金損金算入限度超過額	627千円
退職給付引当金	965千円
賞与引当金	14,690千円
製品保証引当金	4,101千円
減価償却費損金算入限度超過額	1,119千円
たな卸資産評価損	3,263千円
資産除去債務	1,703千円
減損損失	77千円
投資有価証券	271千円
ゴルフ会員権	5,361千円
税務上の繰越欠損金	569,296千円
その他	8,688千円
繰延税金資産小計	610,166千円
評価性引当額	△610,166千円
繰延税金資産合計	－千円
繰延税金負債	
資産除去債務に対応する除去費用	△816千円
繰延税金負債合計	△816千円
繰延税金負債の純額	△816千円

6．金融商品に関する注記

(1) 金融商品の状況に関する事項

当社は、資金運用については短期的な預金等を中心に行っており、一時的な余資は主に流動性の高い金融資産で運用し、投機的な取引は行わない方針であります。

受取手形及び売掛金に係る取引先の信用リスクは、担当部署が主要な取引先の状況を定期的にモニタリングし、取引相手ごとに期日及び残高を管理するとともに、財務状況等の悪化等による回収懸念の早期把握やリスク低減を図っております。

(2) 金融商品の時価等に関する事項

平成27年３月31日（当事業年度の決算日）における貸借対照表計上額、時価及びこれらの差額については、次のとおりであります。

（単位：千円）

	貸借対照表計上額(*)	時価(*)	差額
(1) 現金及び預金	277,466	277,466	－
(2) 受取手形	12,949	12,949	－
(3) 売掛金	353,727	353,727	－
(4) 有価証券	63,176	63,176	－
(5) 買掛金	(71,390)	(71,390)	－
(6) 未払金	(10,870)	(10,870)	－

(*) 負債に計上されているものについては、(　)で示しております。

（注１）金融商品の時価の算定方法ならびに有価証券取引に関する事項

(1) 現金及び預金、(2) 受取手形、(3) 売掛金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(4) 有価証券

有価証券に含まれているマネー・マネージメント・ファンドとフリー・ファイナンシャル・ファンドは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

(5) 買掛金、(6) 未払金

これらは短期間で決済されるため、時価は帳簿価額にほぼ等しいことから、当該帳簿価額によっております。

（注２）非上場株式（貸借対照表計上額4,631千円）は、市場価格がなく、かつ将来キャッシュ・フローを見積ることができず、時価を把握することが極めて困難と認められるため、上表には含めておりません。

7．１株当たり情報に関する注記

(1) １株当たり純資産額　94円91銭

(2) １株当たり当期純利益　1円18銭

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

平成27年４月30日

図研エルミック株式会社
取締役会　御中

新日本有限責任監査法人

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	安田　弘幸	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	伊藤　恭治	㊞
指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	櫛田　達也	㊞

当監査法人は、会社法第436条第２項第１号の規定に基づき、図研エルミック株式会社の平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第38期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書について監査を行った。

計算書類等に対する経営者の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類及びその附属明細書を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

監査人の責任

当監査法人の責任は、当監査法人が実施した監査に基づいて、独立の立場から計算書類及びその附属明細書に対する意見を表明することにある。当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及びその附属明細書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得るために、監査計画を策定し、これに基づき監査を実施することを求めている。

監査においては、計算書類及びその附属明細書の金額及び開示について監査証拠を入手するための手続が実施される。監査手続は、当監査法人の判断により、不正又は誤謬による計算書類及びその附属明細書の重要な虚偽表示のリスクの評価に基づいて選択及び適用される。監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、当監査法人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、計算書類及びその附属明細書の作成と適正な表示に関連する内部統制を検討する。また、監査には、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及びその附属明細書の表示を検討することが含まれる。

当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査意見

当監査法人は、上記の計算書類及びその附属明細書が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類及びその附属明細書に係る期間の財産及び損益の状況をすべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以　上

監査役会の監査報告

監　査　報　告　書

当監査役会は、平成26年４月１日から平成27年３月31日までの第38期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議のうえ、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

１．監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受ける他、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。

各監査役は、監査役会が定めた監査役監査の基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第１項及び第３項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）の状況を監視及び検証いたしました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書について検討いたしました。

さらに、会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書について検討いたしました。

２．監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

一　事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。

二　取締役の職務の執行に関する不正の行為または法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。

三　内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人新日本有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

平成27年５月１日

図研エルミック株式会社　監査役会

常勤監査役（社外監査役）　西　伸孝　㊞

監　査　役（社外監査役）　森尾　稔　㊞

監　査　役（社外監査役）　木村廣隆　㊞

以　上

株主総会参考書類

第１号議案　定款一部変更の件

１．変更の理由

当社事業の現状に則し、事業内容の明確化を図るとともに、事業内容の多様化に対応するため、現行定款第２条につきまして事業目的の追加をするものであります。

また、「会社法の一部を改正する法律」（平成26年法律第90号）が平成27年５月１日に施行され、監査等委員会設置会社制度の創設ならびに責任限定契約を締結することができる役員等の範囲が変更される等改正されました。

これに伴い、当社はコーポレート・ガバナンス体制の一層の強化を図ることを目的に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行するべく、監査等委員会や監査等委員である取締役に係る規定の追加、監査役や監査役会に係る規定の削除、取締役や取締役会に係る規定の変更等、所要の変更を行うものであります。また、業務執行を行わない取締役等につきましても、責任限定契約を締結することによって相応しい貴重な人材を確保し、その期待される役割を十分に発揮できるようにするために、現行定款第24条第２項の変更をあわせて行うものであります。なお、現行定款第24条第２項の変更を本株主総会に提出することについては、監査役全員の同意を得ております。

本定款変更は、本総会終結の時に効力が発生するものといたします。

２．変更の内容

変更の内容は、次のとおりであります。

（下線は変更箇所を示します。）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第１条　　（条文省略）	第１条　　（現行どおり）
（目的） 第２条　　（条文省略） （１）～（13）　（条文省略） （新設） （14）　　（条文省略）	（目的） 第２条　　（現行どおり） （１）～（13）　（現行どおり） （14）　インターネット、携帯電話等の通信ネットワークを利用した通信販売及び小売販売 （15）　　（現行どおり）
第３条　　（条文省略）	第３条　　（現行どおり）
（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査役 （３）　監査役会 （４）　会計監査人	（機関） 第４条　当会社は、株主総会及び取締役のほか、次の機関を置く。 （１）　取締役会 （２）　監査等委員会 （削除） （３）　会計監査人

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第５条～第15条　　（条文省略）	第５条～第15条　　（現行どおり）
第４章　取締役及び取締役会	第４章　取締役及び取締役会ならびに監査等委員会
（取締役の員数） 第16条　当会社に取締役は10名以内を置く。 （新設）	（取締役の員数） 第16条　当会社に取締役（監査等委員である者を除く。）は、10名以内を置く。 ２．当会社に監査等委員である取締役は、４名以内を置く。
（取締役の選任） 第17条　取締役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ２．　　（条文省略）	（取締役の選任） 第17条　取締役の選任決議は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会において選任し、議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。 ２．　　（現行どおり）
（取締役の任期） 第18条　取締役の任期は選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 （新設） （新設）	（取締役の任期） 第18条　取締役（監査等委員である者を除く。）の任期は、選任後１年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．監査等委員である取締役の任期は、選任後２年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ３．任期の満了前に退任した監査等委員である取締役の補欠として選任された監査等委員である取締役の任期は、退任した監査等委員である取締役の任期の満了する時までとする。

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（代表取締役及び役付取締役） 第19条　取締役会は、その決議によって代表取締役を選定する。 ２．取締役会の決議により、取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。	（代表取締役及び役付取締役） 第19条　取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から代表取締役を選定する。 ２．取締役会は、その決議によって取締役（監査等委員である者を除く。）の中から取締役会長及び取締役社長各１名、取締役副社長、専務取締役及び常務取締役各若干名を定めることができる。
第20条　　（条文省略）	第20条　　（現行どおり）
（取締役会） 第21条　　（条文省略） ２．取締役会の招集通知は、各取締役および監査役に対して会日の３日前に発する。但し、緊急の時はこの期間を短縮することができる。 ３．取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会の定める取締役会規則による。	（取締役会） 第21条　　（現行どおり） ２．取締役会の招集通知は、各取締役に対して会日の３日前までに発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。 ３．取締役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、取締役会において定める取締役会規則による。
（新設）	（監査等委員会） 第22条　監査等委員会の招集通知は、各監査等委員に対して会日の３日前までに発する。但し、緊急の必要がある時は、この期間を短縮することができる。 ２．監査等委員会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査等委員会において定める監査等委員会規則による。
第22条　　（条文省略）	第23条　　（現行どおり）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（新設）	（重要な業務執行の決定の委任） 第24条　当会社は、会社法第399条の13第６項の規定により、取締役会の決議によって重要な業務執行（同条第５項各号に掲げる事項を除く。）の決定の全部または一部を取締役に委任することができる。
（取締役の報酬等） 第23条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益（以下、「報酬等」という。）は、株主総会の決議によって定める。	（取締役の報酬等） 第25条　取締役の報酬、賞与その他の職務執行の対価として当会社から受ける財産上の利益は、監査等委員である取締役とそれ以外の取締役とを区別して、株主総会の決議によって定める。
（取締役の責任免除） 第24条　（条文省略） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外取締役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（取締役の責任免除） 第26条　（現行どおり） ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、取締役（業務執行取締役等である者を除く。）との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。
第５章　監査役及び監査役会	（削除）
（監査役の員数） 第25条　当会社に監査役は５名以内を置く。	（削除）
（監査役の選任） 第26条　監査役の選任決議は、株主総会において議決権を行使することができる株主の議決権の３分の１以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
（常勤監査役） 第27条　監査役会は、その決議によって常勤の監査役を選定する。	（削除）
（監査役の任期） 第28条　監査役の任期は選任後４年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時株主総会の終結の時までとする。 ２．任期の満了前に退任した監査役の補欠として選任された監査役の任期は、退任監査役の任期の満了する時までとする。	（削除）
（監査役会の招集通知） 第29条　監査役会の招集通知は、各監査役に対して会日の３日前までに発する。但し緊急の時は、この期間を短縮できる。 ２．監査役会の運営その他に関する事項については、法令または本定款のほか、監査役会に定める監査役会規則による。	（削除）
（監査役の報酬等） 第30条　監査役の報酬等は、株主総会の決議によって定める。	（削除）
（監査役の責任免除） 第31条　当会社は、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。 ２．当会社は、会社法第427条第１項の規定により、社外監査役との間に、任務を怠ったことによる損害賠償責任を限定する契約を締結することができる。但し、当該契約に基づく責任の限度額は、法令が規定する額とする。	（削除）

現　　行　　定　　款	変　　更　　案
第６章　会計監査人の責任	第５章　会計監査人の責任
第32条　　（条文省略）	第27条　　（現行どおり）
第７章　計算	第６章　計算
第33条～第36条　　（条文省略）	第28条～第31条　　（現行どおり）
（新設）	附則
（新設）	（監査役の責任免除に関する経過措置） 当会社は、第38回定時株主総会終結前の行為に関し、会社法第426条第１項の規定により、任務を怠ったことによる監査役（監査役であった者を含む。）の損害賠償責任を、法令の限度において、取締役会の決議によって免除することができる。

第２号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）４名選任の件

取締役全員（４名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。また、第１号議案（定款一部変更の件）が承認されますと、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することになります。つきましては、新たに取締役（監査等委員である者を除く。）４名の選任をお願いするものであります。

取締役（監査等委員である者を除く。）候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	勝部迅也 (昭和17年10月13日生)	昭和57年１月　株式会社図研入社営業部長 昭和59年１月　同社取締役営業本部長 平成２年４月　同社常務取締役経営管理本部長 平成７年６月　同社専務取締役経営管理本部長 兼海外事業本部長兼技術本部長 平成11年４月　同社専務取締役（最高執行責任者） 平成16年６月　同社代表取締役副社長 （現任） 平成18年４月　図研ネットウエイブ株式会社 代表取締役 （現任） 平成21年６月　当社取締役会長 平成21年９月　当社代表取締役会長 （現任） 平成24年10月　株式会社ジィーサス代表取締役 （現任）	0株
2	朝倉尉 (昭和45年２月９日生)	平成５年４月　株式会社図研入社 平成19年４月　同社SoC事業部イノベーション営業部 統括マネージャー 平成19年10月　同社SoC事業部事業部長代理 平成20年６月　当社取締役 平成21年６月　当社取締役営業本部担当 平成22年１月　当社取締役副社長 平成22年６月　当社代表取締役社長 （現任）	10,000株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
3	下条雅人 (昭和45年３月22日生)	平成２年４月　大洋電機通信株式会社入社 平成８年10月　株式会社ジール入社 平成11年３月　当社入社 平成17年４月　当社営業部エンベデッドグループ担当部長 平成21年４月　当社マーケティング部長 平成22年４月　当社マーケティング本部長 平成22年10月　当社リブウェア事業部長 平成23年６月　当社取締役リブウェア事業部長 平成24年８月　当社取締役ビジネス統括本部長 平成25年４月　当社取締役営業本部長 平成25年10月　当社取締役リブウェア統括本部長 平成26年４月　当社取締役事業統括 平成27年４月　当社取締役事業戦略室長（現任）	4,900株
4	江口慎一 (昭和37年９月５日生)	昭和62年４月　株式会社ソディック入社 平成21年１月　同社内部統制・法務文書管理室長 平成22年３月　当社入社管理部長 平成23年４月　当社管理本部長 平成25年６月　当社取締役管理本部長（現任）	1,000株

（注）１．候補者勝部迅也氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である株式会社図研の代表取締役副社長であり、同社と当社との間には製品の販売、サービスの購入及び事務所の賃借等の取引関係があります。
２．上記以外の各候補者と当社の間には、特別な利害関係はありません。

第３号議案　監査等委員である取締役３名選任の件

第１号議案（定款一部変更の件）が承認されますと、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することになりますので、監査役全員（３名）は、本総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、新たに監査等委員である取締役３名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

監査等委員である取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
1	西　伸孝 (昭和29年８月６日生)	昭和52年４月　パイオニア株式会社入社 平成３年11月　株式会社図研入社 平成８年７月　株式会社リアルビジョン監査役（社外監査役） 平成９年４月　株式会社図研財務部長 平成９年５月　株式会社ジィーサス監査役（社外監査役） 平成13年４月　図研ネットウエイブ株式会社監査役（社外監査役） 平成17年４月　株式会社図研管理本部財務部長 平成20年３月　株式会社チップワンストップ監査役（社外監査役） 平成20年５月　ズケン・コリアInc.監査役 平成20年８月　台湾図研股份有限公司監査役 平成26年６月　当社常勤監査役（社外監査役）（現任）	0株

候補者番号	氏名（生年月日）	略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）	所有する当社株式の数
2	木村廣隆 (昭和24年５月７日生)	昭和43年４月　三菱電機株式会社入社 平成10年10月　同社生産システム本部 設計システム技術センター 電子回路応用技術部長 平成13年４月　同社生産システム本部 設計システム技術センター長 平成17年10月　同社生産システム本部技師長 平成19年６月　三菱電機エンジニアリング株式会社 入社技術推進部長 平成21年６月　同社取締役技術推進部長 平成23年６月　同社常勤監査役 平成25年８月　株式会社ジィーサス入社技術顧問 平成26年６月　当社監査役（社外監査役） （現任）	0株
3	相馬粛一 (昭和35年１月15日生)	平成３年３月　株式会社図研入社 平成13年４月　同社総務部長 平成16年１月　同社総務人事部長 平成16年10月　図研ネットウエイブ株式会社取締役 （現任） 平成17年４月　株式会社図研管理本部長 平成17年６月　同社取締役管理本部長 （現任） 平成19年４月　株式会社キャドラボ取締役 （現任）	0株

（注）１．各候補者と当社との間には、特別な利害関係はありません。
２．相馬肅一氏の現在及び過去５年間の当社の特定関係事業者（親会社等）における地位及び担当につきましては、上記「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおりであります。
３．西伸孝氏及び木村廣隆氏は、社外取締役候補者であります。
４．西伸孝氏及び木村廣隆氏は、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員の候補者であります。
５．西伸孝氏は、上場企業において財務業務の豊富な経験に加え、上場企業の監査役の経験を有しており、上場企業の監査役の見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏は直接企業経営に関与したことはありませんが、上場企業の財務部長として、企業財務に関する豊富な知識を有していることから、社外取締役としての職務を適切に遂行できるものと判断しております。
また、同氏の当社社外監査役の在任期間は本総会の終結の時をもって１年であります。
６．木村廣隆氏は、上場企業の連結子会社において取締役及び監査役の経験を有しており、上場企業の連結子会社の監査役の見地から、取締役会の意思決定の妥当性、適正性を確保するための助言・提言をしていただくため、社外取締役として選任をお願いするものであります。
なお、同氏の当社社外監査役の在任期間は本総会の終結の時をもって１年であります。
７．西伸孝氏は、上記「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおり、過去５年間において当社の特定関係事業者（親会社）である株式会社図研の業務執行者でありました。また、同社より平成26年６月24日まで従業員給与等を受けておりました。
なお、同氏は、当社の特定関係事業者（親会社）である株式会社図研を平成26年６月24日付で退職しております。
８．木村廣隆氏は、上記「略歴、当社における地位、担当（重要な兼職の状況）」欄に記載のとおり、過去２年間において当社の特定関係事業者（親会社の子会社）である株式会社ジィーサスの業務執行者でありました。また、同社より平成26年３月31日まで従業員給与等を受けておりました。
なお、同氏は、当社の特定関係事業者（親会社の子会社）である株式会社ジィーサスを平成26年３月31日付で退職しております。
９．西伸孝氏及び木村廣隆氏と当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額としております。また、監査等委員である社外取締役に選任された場合には、当該契約を継続して締結する予定であります。
10．相馬肅一氏が監査等委員である取締役に選任された場合には、監査等委員である取締役として当社との間で会社法第427条第１項の規定に基づき、同法第423条第１項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。その当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める額といたします。

第４号議案　取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額設定の件

当社の取締役の報酬額は、平成21年６月24日開催の第32回定時株主総会において、年額200百万円以内と定めた固定枠と、前事業年度の当期純利益の４％以内（上限20百万円とし、社外取締役には支給しない。）と定めた変動枠の合計額（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいておりますが、第１号議案（定款一部変更の件）が承認されますと、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することになりますので、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、現在の取締役の報酬枠を廃止し、改めて取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額を、現行の取締役の報酬額を考慮して、「年額200百万円以内と定めた固定枠と、前事業年度の当期純利益の４％以内（上限20百万円とし、社外取締役には支給しない。）と定めた変動枠の合計額」と定めることとさせていただきたいと存じます。

上記変動枠をご提案させていただきますのは、平成21年６月24日開催の第32回定時株主総会終結の時をもって廃止した役員退職慰労金制度に替わる新制度として業績との連動性を強め、取締役（監査等委員である者を除く。）の業績向上へのインセンティブを高めるためであります。

なお、取締役（監査等委員である者を除く。）の報酬額には、従来どおり使用人分給与は含まないものといたします。また、現在の取締役は４名であり、第１号議案及び第２号議案が原案どおり承認されますと取締役（監査等委員である者を除く。）は４名となります。

第５号議案　監査等委員である取締役の報酬額設定の件

第１号議案（定款一部変更の件）が承認されますと、監査役会設置会社から監査等委員会設置会社へ移行することになりますので、会社法第361条第１項及び第２項の定めに従い、監査等委員である取締役の報酬額を、現行の監査役の報酬額を考慮して、「年額120百万円以内」と定めることとさせていただきたいと存じます。

なお、第１号議案及び第３号議案が原案どおり承認されますと監査等委員である取締役は３名（うち社外取締役２名）となります。

以　上

メ　　モ

第38回定時株主総会会場ご案内図

株式会社図研　本社・中央研究所１階　図研ホール

横浜市都筑区荏田東二丁目25番１号

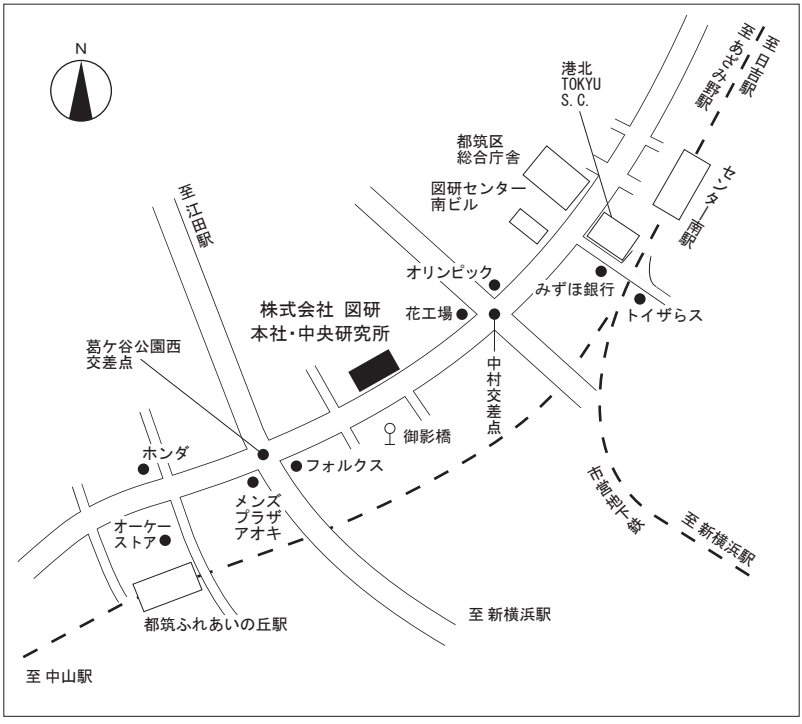

・横浜市営地下鉄　センター南駅下車　　徒歩15分

・横浜市営地下鉄　センター南駅下車　　市営バス　御影橋バス停前

・横浜市営地下鉄　都筑ふれあいの丘駅下車　徒歩10分

※　お車でのご来場はご遠慮くださいますようお願いいたします。